

宮崎県中小企業融資制度 経営者保証非提供促進貸付

令和7年4月1日改正

宮崎県では、一定の財務要件を満たす事業者（法人）が信用保証料を上乗せすることで、経営者保証を不要とする「**経営者保証非提供促進貸付**」により、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を促進します。

融資を希望される方は、**お取引のある又は最寄りの取扱金融機関**（裏面記載）にご相談ください。

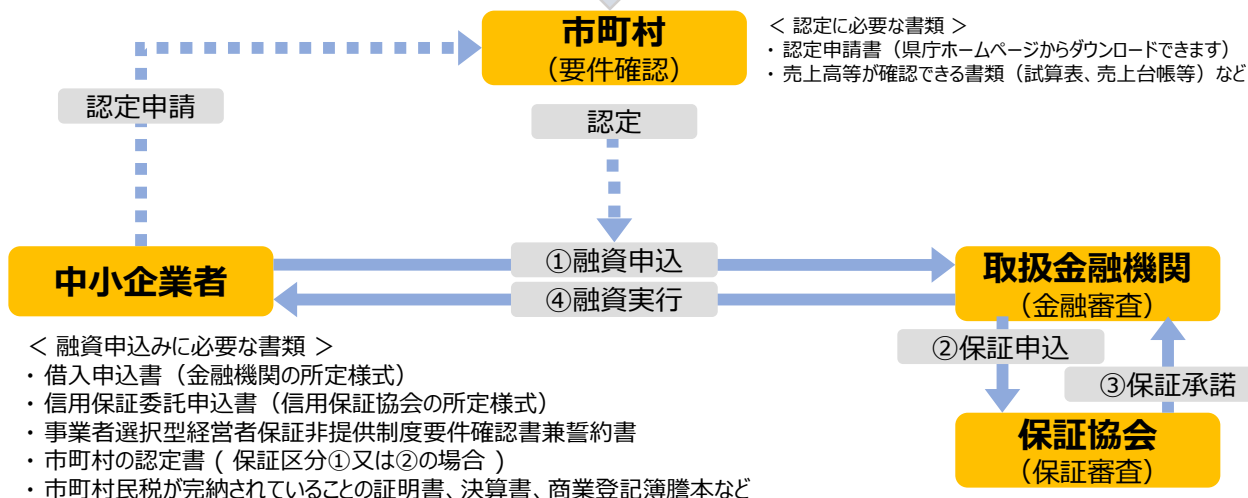
名 称 **経営者保証非提供促進貸付**

取扱期間 **令和6年3月15日～令和9年3月31日**

経営者保証非提供促進貸付			
保証区分	①セーフティネット 保証4号	②セーフティネット 保証5号	③一般保証
融資対象者 (注1、2)	主な要件：次のいずれかに該当する事業者 (1) 債務超過でない <u>かつ</u> 減価償却前経常利益が二期連続して赤字でない (2) 債務超過でない <u>又は</u> 減価償却前経常利益が二期連続して赤字でない		
	 セーフティネット保証4号認定 (売上高等▲20%)	 セーフティネット保証5号認定 (注3) (売上高等▲5%又は 原油高で一定の影響あり)	
融資限度額	設備資金：5,000万円以内（組合：8,000万円） 運転資金：3,000万円以内（組合：8,000万円）		
融資期間	設備資金：10年以内（うち据置期間：原則12月以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間：原則12月以内）		
融資利率	年1.0%～1.5%	年1.2%～1.7%	年1.4%～2.2%
保証料率 (注4)	(1) 年0.50% (2) 年0.70%	(1) 年0.40% (2) 年0.60%	(1) 年0.60%～1.80% (2) 年0.55%～2.00%
取扱期間	令和6年3月15日～令和9年3月31日 (国が保証料補助を行う期間（3年間のみ）)		
その他	担保：不要 保証人： 不要 ○ 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書		

- (注1) 保証区分①②のセーフティネット保証認定については、事業所所在の市町村による認定を受ける必要があります。
なお、売上高等を比較する期間の弾力的な運用を行っておりますので、詳しくは裏面記載の市町村窓口にお尋ねください。（裏面記載）
- (注2) 創業から1年1か月又は1年3か月を経過しておらず前年の売上高等と比較できない中小企業者については、前年同月を直前の3か月の平均月売上高等と読み替えるなど、運用緩和要件があります。
- (注3) セーフティネット保証5号は業種指定があります。詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。
- (注4) 保証料率については、令和8年3月31日までに申込受付された場合の料率です。国による保証料補助は、年度ごとに逡減されるため、それに応じて事業者が負担する保証料率は上がることとなります。

手続の流れ



取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、延岡信用金庫、熊本県信用組合、宮崎県南部信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行

市町村の認定窓口

宮崎市	産業政策課	(0985)21-1792	都城市	商工政策課	(0986)23-2983
延岡市	商業・駅まち振興課	(0982)34-7841	日南市	商工政策課	(0987)31-1169
小林市	商工観光課	(0984)23-1174	日向市	商工港湾課	(0982)66-1025
串間市	商工観光スポーツランド推進課	(0987)72-1111	西都市	商工観光課	(0983)43-3421
えびの市	観光商工課	(0984)35-3728	三股町	企画商工課	(0986)52-9084
高原町	産業創生課	(0984)42-2128	国富町	企画政策課	(0985)75-3126
綾町	総合政策課	(0985)77-3464	高鍋町	地域政策課	(0983)26-2015
新富町	産業振興課	(0983)33-6029	西米良村	むら創生課	(0983)36-1111
木城町	まちづくり推進課	(0983)32-4727	川南町	産業推進課	(0983)27-8011
都農町	産業振興課	(0983)25-5721	門川町	まちづくり推進課	(0982)63-1140
諸塚村	企画課	(0982)65-1116	椎葉村	地域振興課	(0982)67-3203
美郷町	企画情報課	(0982)66-3603	高千穂町	企画観光課	(0982)73-1207
日之影町	地域振興課	(0982)87-3801	五ヶ瀬町	企画課	(0982)82-1717